

独立行政法人地域医療機能推進機構

四日市羽津医療センター附属訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条

四日市羽津医療センターが設置する附属訪問看護ステーション（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

第2条

- 1、事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
- 3、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4、家族などの介護者が安心して介護を継続できるよう努めるものとする。
- 5、事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 7、前6項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

第3条

- 1、事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。
- 3、事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のでき

ることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4、事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6、前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 独立行政法人 地域医療機能推進機構
四日市羽津医療センター附属訪問看護ステーション
- (2) 所在地 四日市市羽津山町10番8号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 看護師常勤換算 2.5名以上
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第7条

- 1、事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよ

う妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第8条

1、指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び厚生労働大臣が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2、指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

3、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにエンゼルケアの利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、四日市全域とする。但し、必要時はこれ以外でも実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条

1、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊

急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡をし、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条

- 1、事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待を防止するための委員会を設置し、虐待防止のための指針を策定し責任者を選定する。
 - （2）従業者に対し虐待を防止するための研修を実施する。
 - （3）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行う。
 - （4）その他虐待防止のために必要な措置を行う。
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第12条

- 1、事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2、事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び期間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（衛生管理等）

第13条

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- （1）感染症予防および蔓延防止のための委員会の設置
- （2）感染症及び蔓延防止のための指針の策定
- （3）従業者に対し感染症及び蔓延防止のための研修と訓練の実施

（苦情処理）

第14条

- 1、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する

ために必要な措置を講じるものとする。

- 2、事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第16条

- 1、本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4、事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
- 5、事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6、ウィルス感染症等において院内ICTの指示に従い、業務調整をする場合がある。
- 7、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は独立行政法人地域医療機能推進機構病院管理者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 8、個人情報取り扱い同意に関して契約時に利用者および家族に説明し、個人情報取り扱い同意書に署名を受けることとする。
- 9、ハラスメントの防止及び対策規定等に関する運用規定を策定し、従業者に対しハラスメント防止のための研修を実施する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

改 正

この規程は、平成 24 年 1 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。